

未来もずっとより良い教育環境を実現するために ～市立小中学校の適正規模・適正配置に関する検討報告～

※ この報告書における検討結果は、方向性の一つとして示したものであり、市や教育委員会の方針として決定したものではありません。

令和7年10月

新座市立小・中学校適正配置等検討会議

目 次

1	検討に至った経緯	1
2	現状と課題	2
3	児童・生徒の将来推計	3
4	学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方	4
5	適正配置に係る本市の小中一貫教育の方針	5
6	校区別計画	7
7	参考資料	20



1 検討に至った経緯

本市では、全国的に少子高齢化及び人口減少の傾向がみられる中、今後のまちづくりの方向性をきめる重要な計画である「立地適正化計画」、「地域公共交通計画」及び「公共施設再配置計画」の策定に令和6年度から取り組んでいます。このうち、公共施設再配置計画の策定にあたり、公共建築物の全体の約6割（延床面積構成比）を占める学校施設の再配置は、児童生徒に重大な影響を及ぼすため、良好な教育環境を確保する観点で検討することが必要となりました。

また、学校施設は、建築から40年以上経過した建物が大多数であるため、教育委員会においては、新座市学校施設長寿命化計画に基づき、学校施設の計画的なマネジメントを推進しているところですが、公共施設再配置計画は、この計画の見直しに直結するため、施設の耐用年数を踏まえて検討することについても必要が生じています。

こうした経緯から、公共施設再配置計画に反映させることを目的として、教育委員会内に関係所属職員で組織する会議体を設置し、学校施設の配置状況や児童生徒数の推移等の分析を行うとともに子どもたちの学習環境改善の観点を中心に据えた学校施設の適正規模・適正配置と本市の教育の在り方について検討を進めていくこととなったものです。

なお、本検討は限られた期間の中で、教育委員会事務局職員で組織された会議体において行ったものでありますが、学校施設の再配置は地域コミュニティ・まちづくり・防災等多方面に影響を及ぼすことから、公共施設再配置計画策定後も継続して取り組む必要があり、今後の議論を深めていくための第一歩と捉え本報告書を作成しました。

今後は内部での検討にとどまらず、本報告書の内容に対し、学識経験者や学校関係者、保護者の皆様等の意見を参考にしながら、本市の小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針の策定を進めていきたいと考えています。



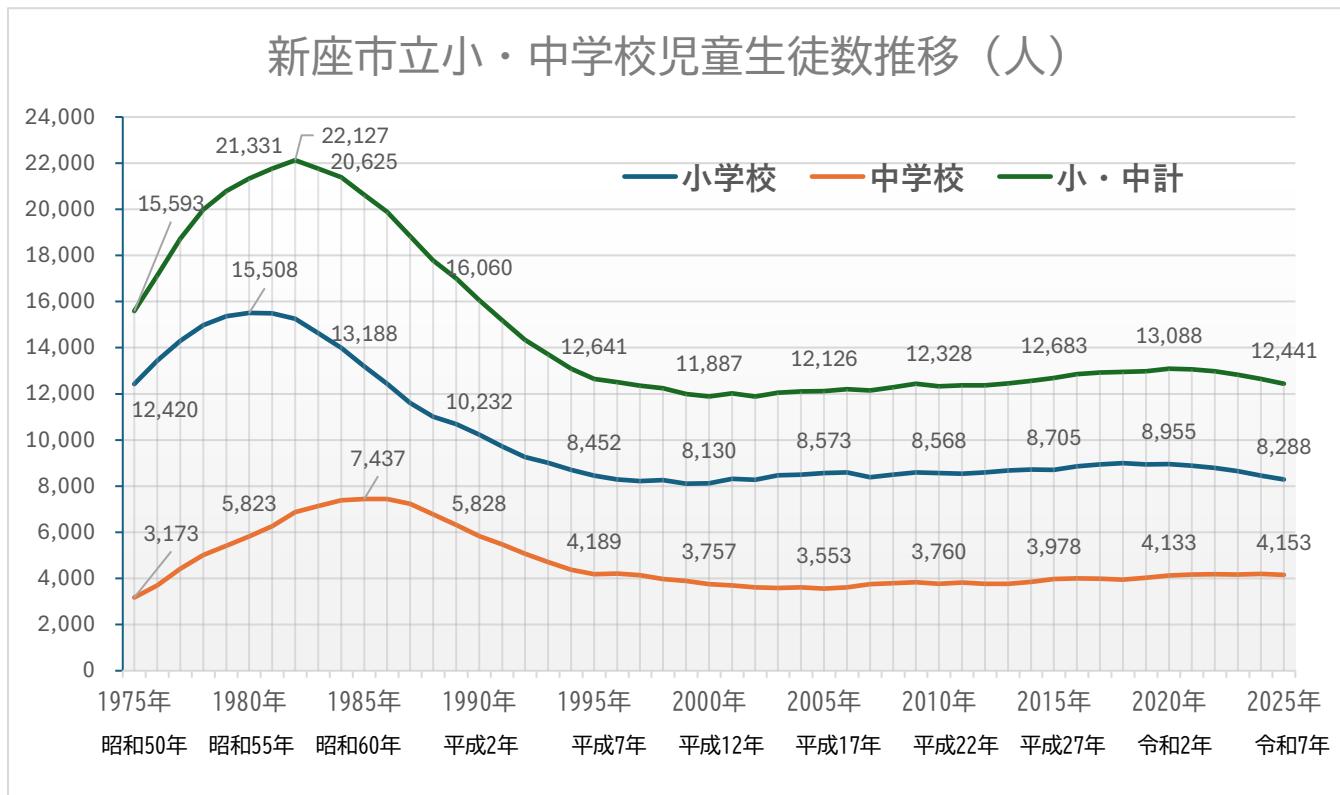
2 現状と課題

近年、全国的に少子化が急速に進行しており、本市においても昭和57年のピーク時には約2万2千人だった児童生徒数が、現在は約1万人少ない1万2千人台を推移している状況です。

また、学校施設においては、昭和40年代から50年代にかけて開校した施設が約8割を占めていることから、更新時期を一斉に迎えており施設の老朽化対策が急務となっています。

本市の児童生徒数を長期的に推計すると、1学年1学級編成となる状況が近い将来生じることが見込まれ、学校教育における児童生徒への影響を最小限にとどめる方策について検討する必要があります。

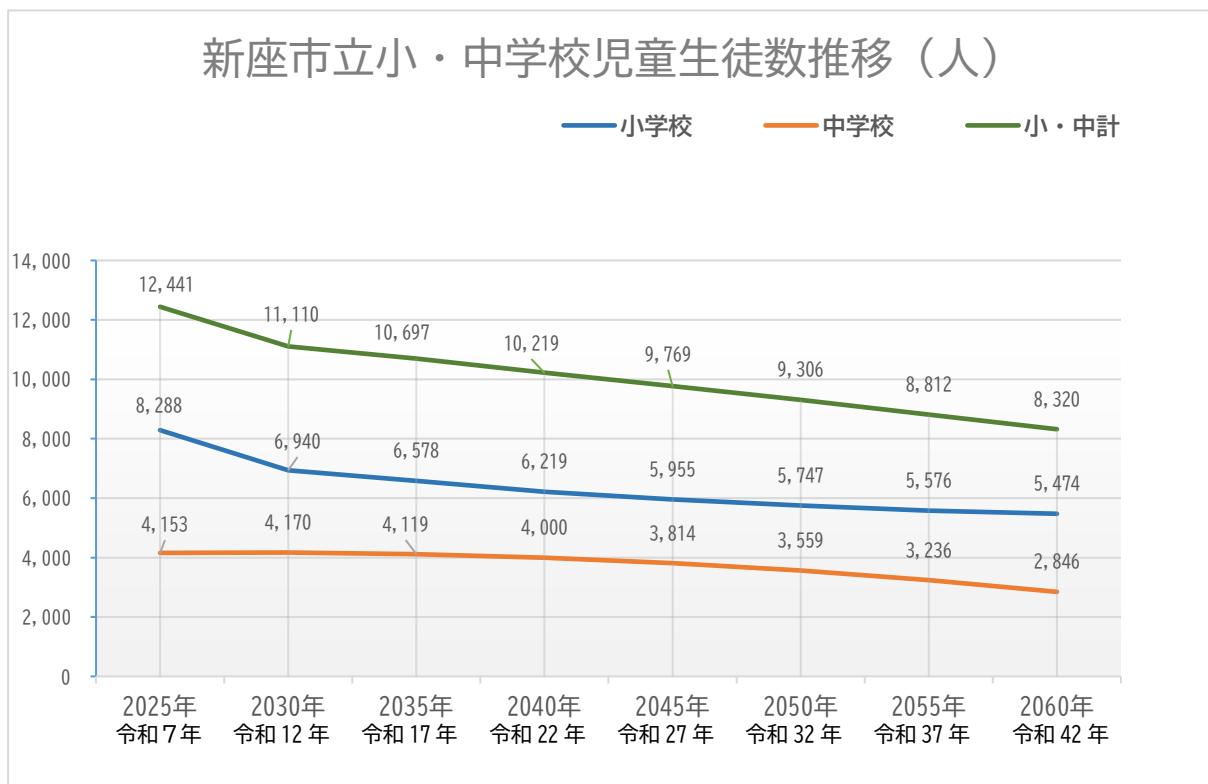
また、現行の学校施設長寿命化計画については、市立小・中学校すべてを改修することとしていますが、これは、児童生徒数の減少による学級数の変化を考慮して計画したものではありません。効率的な資源配分の観点から、小・中学校の適正規模・適正配置の考え方を検討し、学校施設長寿命化計画を見直す必要があります。



3 児童・生徒の将来推計

本市の人口見通しをもとにした新座市立小・中学校の児童生徒数の将来推計では、本市の児童生徒数は今後も減少傾向にあり、令和7年度と比較して、令和22年度には小学校児童数は約25%、中学校生徒数は約3.5%減少し、令和42年度には小学校児童数は約34%、中学校生徒数は約31%減少するものと推測されます。

※ 市内在住の私立小・中学校児童生徒数や、市内の開発行為等の動向は考慮していません。



4 学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方

義務教育段階の学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的に設置されています。

あわせて、学校では、児童生徒が、集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けることが重要であることから、学校は児童生徒が集団の中で学ぶことのできる一定の規模を維持する必要があります。一定の規模を維持することで、学級の枠を超えた習熟度別の指導や学年内での教員の役割分担による専科指導等、学校組織を効果的に編成した多様な指導形態を実現させることができ、児童生徒一人一人のニーズに応じたきめ細かな対応が可能となります。

(1) 適正な学校規模

学校教育法施行規則第41条において、学校規模は、小学校・中学校ともに「12学級以上18学級以下」が標準とされていることから、本市においても国の基準に準拠し、適正な学校規模を以下のとおりとします。

今後の人口統計、開発行為等の動向を見守りつつ、学級数が11学級以下まで減少し、その後も増加する見込がない場合においては、適正な学校規模を維持するための方策の検討を開始することとします。

また、学級数が19学級以上かつ教室数の不足が予測される場合においても、適正な学校規模を維持するための方策の検討を開始します。

	小規模		適正規模	大規模	
小学校	全学年	11学級 以下	12学級以上 18学級以下	19学級 以上	教室数 不足
中学校	全学年	11学級 以下	12学級以上 18学級以下	19学級 以上	教室数 不足
方策	要対応	要検討	維持	要検討	要対応

※義務教育学校は、18学級以上27学級以下が適正規模

(2) 適正な通学条件

現在の通学距離が、小学校においては概ね2km以内、中学校においては概ね4km以内であることから状況を考慮し、通学距離の基準は、小学校を「2km以内」、中学校を「4km以内」とします。

また、通学区域の変更等により通学距離の基準を超える状況が生じる場合は、徒步による通学手段のほか、必要に応じて自転車、スクールバスの導入等を検討します。

5 適正配置に係る本市の小中一貫教育の方針

(1) 本市における小中一貫教育の必要性

小中一貫教育の必要性は、主に「学びの切れ目をなくし、子どもの成長を連続的・計画的に支えること」、「小中ギャップの解消」、「教員の連携による教育の質の向上」、「学校生活の安定や地域連携」、「学校運営の効率化」といった観点から全国的に高まっています。子ども一人一人の個性や成長を大切にしながら、社会の変化や地域のニーズに応じた柔軟な教育システムを構築するためには、義務教育9年間を一つの連続した教育期間と捉え、発達段階に応じた一貫性のあるカリキュラムにより指導することが有効であり、これにより、子どもたちは小学校、中学校それぞれの学習指導や生活指導のギャップを感じることなく、安心して教育を受けることができます。

本市においても、これからの中の社会に必要とされる人材を育成するため、各教科等の資質・能力を確実に身に付けさせることのできる授業改善や、いじめ、不登校対策、コミュニティ・スクールによる地域ぐるみの学校づくり等をより充実させる必要がある中、学校の立地や施設の状況、児童・生徒数等の条件を総合的に踏まえた小中一貫教育を市の教育方針として推進することを通して各課題を解決し、子ども一人一人を大切にした教育環境を保障する必要があります。

(2) 適正規模で小中一貫教育を推進するメリット

① 児童・生徒の視点から

ア 異学年を含む集団の中で多様な考え方方に触れ、互いに認め合い、協力し合いながら課題解決に粘り強く取り組む経験を積み重ねることを通して、これからの時代を生き抜くために必要な資質・能力（生きて働く「知識・技能」、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」）を、発達段階に応じて、バランスよく育むことができます。

イ テーマ別に取り組む学習や探究的な学習に取り組むにあたり、多様な選択肢の中から個の興味、関心や必要に応じて主体的に選択することを通して、学習の個性化を実現することができます。

ウ 多様な委員会活動やクラブ活動、学校行事等を通して、多様な経験を積み重ねることで、自他の個性や特性に気付いたり認め合ったりして相互理解を深め、人間関係を豊かに構築することができます。

② 学校運営の視点から

ア 学年担当、学級担当、教科担当、委員会担当等、複数の教員による児童・生徒への関わりとその情報共有を通して、一人一人の児童・生徒を多面的、多角的に捉え、理解することができます。

イ 教員同士が互いの多様な価値観や考え方方に触れ、それぞれの強みや専門性を発揮しながら切磋琢磨することを通して、日々の授業づくりや学校の研究を充実させることができます。

- ウ 教科担任制により教員の専門性の向上、働き方改革の推進が実現し、より質の高い教育を保障することができます。
- エ 校務分掌を複数の教員で分担し、個々の役割を明確にすることにより、きめ細かな責任ある業務が実現します。
- オ 学校施設の防火責任者を複数の教員で分担したり、避難等が必要な危機が生じた際の役割を複数の教員で分担したりすることにより、不測の事態に対する適切な対応が実現し、児童・生徒の安全を保障することができます。
- カ 学校の統合が実施された場合、統合対象校区の教育資源を積極的に活用することにより、地域との連携が強化され、コミュニティ・スクールが推進されます。

(3) 小中一貫教育を推進することで想定されるデメリット

- ① 児童・生徒の視点から
 - ア 施設一体型の学校で9年間を過ごす場合、人間関係が固定化するなど、新しい環境への適応力が育ちにくい可能性があります。
 - イ 義務教育学校の場合、最高学年は9年生のみとなることから、リーダーシップを発揮する機会が限られる可能性があります。
- ② 学校運営の視点から
 - ア 小学校と中学校のカリキュラムや指導方針を統一することで、学校独自の特色が出しにくくなる可能性があります。
 - イ 小学校と中学校の施設を一体化する場合、机や椅子のサイズ、流しやトイレの高さ、特別教室の設備など、運営や施設の維持、管理が複雑になる可能性があります。

(4) 小中一貫教育を効果的に推進するために必要なこと

小中一貫教育を推進するにあたっては、本市の教育基本方針を明確にするとともに、小中一貫教育にかかる基本方針のもと、小学校と中学校がより連携を密にして教育課程を編成し、絶えず見直しを図りながら教育活動を充実させることが重要です。あわせて、各中学校区の教職員が、めざすビジョンや児童・生徒の状況等について共通理解を図る機会や、各地域の教育資源を相互に理解し効果的に活用する機会等を計画的かつ継続的に設定するなどして、子ども一人一人を大切にした教育環境を構築する必要があります。

6 校区別計画

4、5の考え方をもとに、本市の人口見通しをもとにした新座市立小・中学校の児童生徒数の将来推計から今後の学級数を見通し、適正規模を維持するために学校を統合する可能性について、6つの中学校区ごとに検討しました。その際、普通教室数の推計のほか、現在または将来的に必要が見込まれる教室（特別支援学級、通級指導教室、日本語指導教室、校内支援ルーム、相談室など）を考慮するとともに、義務教育学校や小中一貫校とする可能性についても検討しました。

各中学校区ごとの検討結果を次項から示します。

(1) 検討内容について

1 小規模校化する学校の統合について

2 小学校と中学校の施設を一体化（義務教育学校や小中一貫校）との可能性について

義務教育学校・・・学校教育法で新たに定義された学校種の一つです。小学校と中学校の課程を統合し、9年間を見通した教育課程を編成して運営されます。学校存続のための選択肢として、今後も増えていく見通しとなっています。



9年制の学校

小中一貫校・・・小学校6年間、中学校3年間の枠は変えないまま、9年間の教育課程に一貫性を持たせて運営されます。教職員はそれぞれに配置され、施設は一体型と分離型があります。

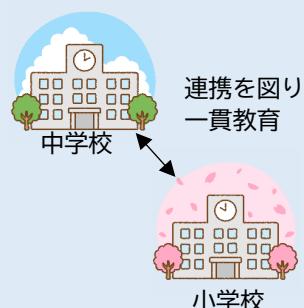
施設一体型

小学校機能と中学校機能を同じ建物に一体化させ整備することで一貫教育を行うものです。組織は別々ですが、連携を取りやすい形態となっています。



施設分離型

それぞれの敷地に施設が存在しますが、教育課程を一貫化し連携を強めて教育を行うことができる形態です。既存の施設を活用することができます。



I. 新座中学校区

【検討内容】

●普通学級数の見通し

学校名	教室保有数	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	～	2034 R16	2035 R17	～	2040 R22	～	2045 R27	～	2050 R32	～	2055 R37
野火止小学校	22	18	18	17	17	17	16	～	16	16	～	13	～	13	～	13	～	13
陣屋小学校	18	13	13	13	12	11	10	～	10	10	～	10	～	10	～	10	～	9
新座中学校	21	13	14	16	18	18	17	～	17	17	～	17	～	16	～	16	～	14

令和11年度から陣屋小が小規模化する見通し

●適正規模を維持するための方策

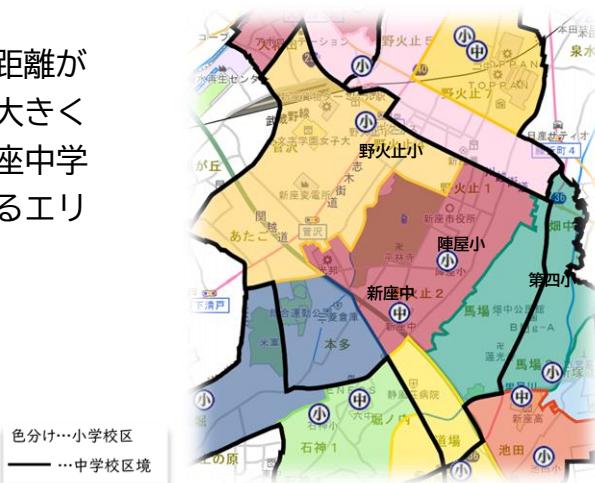
既存の校舎を活用し小学校2校を1校にすることができるかを検討したところ、校舎の教室保有数が足りないため、統合できる時期が見込めないことがわかりました。

したがって、学区の見直しにより適正規模を維持することが現実的であると考えます。

●学校の位置と通学条件の変化等

仮に小学校2校を統合した場合、通学距離が最大3km程度となり、基準の2kmを大きく超えることとなります。小学校2校を新座中学校1校に統合する場合は、さらに遠くなるエリアが発生します。

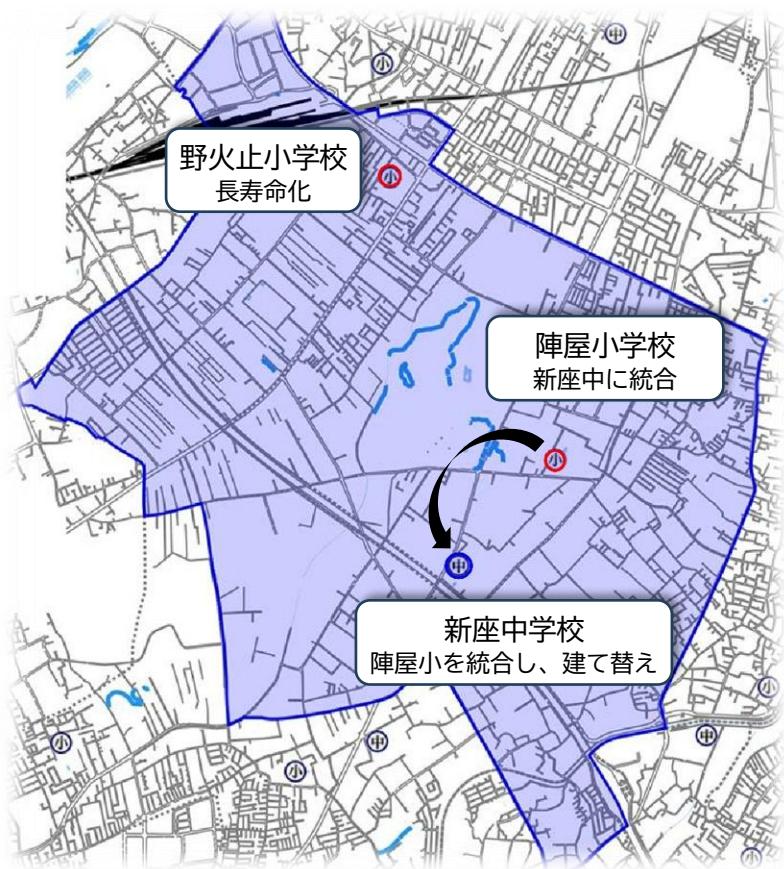
学区図



●小中一貫校化の可能性

長寿命化計画では、令和16年度に新座中学校を建て替えとしているため、その時期に併せて小学校を統合できる可能性があります。しかし、陣屋小学校の場合、小学校約10学級、中学校約17学級となり適正規模を維持することができますが、野火止小学校を統合する場合、小学校約16学級、中学校約17学級となり全体の規模が大きくなってしまう状況や、通学距離が基準を超ってしまう状況が生じます。そのため、適正規模を維持するための方策として、陣屋小学校と新座中学校の施設一体型及び野火止小学校と新座中学校の施設分離型での小中一貫校化が現実的であると考えます。

【再編・統合の方向性】



【スケジュール案】

年度 学校名	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043
	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25
野火止小学校	長寿命化し存続																		
陣屋小学校	新座中学校に統合																		
新座中学校	陣屋小学校と一体化し建て替え																		

Key milestones indicated in the schedule:

- 野火止小学校 (Nohachi Elementary School): Longevity maintenance (長寿命化) starting in R7.
- 陣屋小学校 (Tominaga Elementary School): Consolidation into the new seat (新座中学校に統合) starting in R9, with small-scale dissolution (小規模化解消) and corresponding examination (検討・対応) starting in R11.
- 新座中学校 (Shinzuka Middle School): Consolidates Tominaga Elementary School and replaces it (陣屋小学校と一体化し建て替え), starting in R13, involving facility integration examination (施設一体型の検討) in R14, replacement (建て替え) in R15, and final consolidation (統合) in R16.

【懸案事項】

- 学級数が適正規模を下回る陣屋小学校では小規模化解消のため、小学校区の変更が必要です。現在も第四小学校から陣屋小学校への指定校変更を承認している児童が相当数存在します。
- 小中一貫校化する場合、陣屋小学校は施設一体型、野火止小学校は施設分離型となることから、中学校と各小学校との連携に差が生じないようにする必要があります。

II. 第二中学校区

【検討内容】

●普通学級数の見通し

学校名	教室 保有数	2025 2026 2027 2028 2029 2030						～	2035		～	2040		～	2045		～	2050
		R7	R8	R9	R10	R11	R12											
大和田小学校	29	23	20	20	19	19	18		18		18		18		18		18	
東北小学校	30	25	24	24	24	24	25		23		22		20		20		19	
東野小学校	28	24	23	23	23	22	21		20		19		19		18		17	
第二中学校	35	26	28	29	29	27	27		27		26		24		24		21	

今後も大規模化が継続する見通し

●適正規模を維持するための方策

適正規模を維持するためには、新たに学校を設置するか、大規模化する学校の学区を縮小し、児童生徒数を調整する必要があります。市街地であるため、新たな学校を設置する敷地を確保することが難しいことから、学区の見直しにより適正規模を維持することが現実的であると考えます。

●学校の位置と通学条件の変化等

現在小学校は、大和田小学校区の一部を除き、1 km程度の通学距離の範囲にあります。中学校は、2 km程度の通学距離の範囲にあります。

学区図



●小中一貫校化の可能性

学区内の小学校、中学校とも大規模校であり、施設を一体化すると2,000名程度の児童生徒数を持つ学校となり、安全面や管理上の課題が上乗せされる懸念があります。また、第二中学校は長寿命化改修工事をすでに実施していることから、小中一貫校化する場合は、施設分離型が現実的であると考えます。

【再編・統合の方向性】



【スケジュール案】

学校名	年度	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	～	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043	2044	2045	2046	2047	2048	2049	2050			
		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13		R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27	R28	R29	R30	R31	R32			
大和田小学校		長寿命化し存続																									
								改修																			
東北小学校		長寿命化し存続																								長寿命化	
								長寿命化																			
東野小学校		長寿命化し存続																									
第二中学校		長寿命化し存続																									
		長寿																									

【懸案事項】

- 志木駅及び新座駅前のマンション開発などにより、さらなる大規模化やそれに伴う教室数の不足が生じる可能性が懸念されます。

III. 第三中学校区

【検討内容】

●普通学級数の見通し

学校名	教室 保有数	2025 2026 2027 2028 2029 2030						～ 2033 2034 2035			～ 2040		～ 2045		～ 2050		～ 2055		
		R7	R8	R9	R10	R11	R12	～	R15	R16	R17	～	R22	～	R27	～	R32	～	R37
片山小学校	21	16	16	15	14	13	12	～	12	12	12	～	12	～	12	～	12	～	12
第四小学校	26	18	19	19	19	17	16	～	16	15	15	～	15	～	14	～	14	～	14
池田小学校	22	14	13	13	12	12	12	～	11	11	11	～	10	～	10	～	10	～	10
栄小学校	16	12	13	13	13	13	13	～	13	13	13	～	12	～	12	～	12	～	12
第三中学校	29	21	21	20	19	18	18	～	18	18	18	～	18	～	16	～	16	～	15

池田小学校が令和15年から小規模化する見通し

●適正規模を維持するための方策

既存の校舎を活用し小学校4校を3校にできるかを検討したところ、校舎の長寿命化改修工事実施中の第四小学校と池田小学校はそのまま活用することとし、また、片山小学校については、第五中学校区にもまたがっていることから、後述する第五中学校区内の小学校の統合に影響を及ぼすため、そのまま活用することとしました。

その結果、栄小学校を他の小学校へ統合することが可能であることがわかりました。

●学校の位置と通学条件の変化等

栄小学校の児童を第四小学校及び池田小学校へ分散させた場合、通学距離は1km程度に収まります。栄地域から池田小学校までの通学路は、ほぼ平坦であるため児童の通学に係る負担が増加するなどの支障はありませんが、新塚地域から第四小学校までの通学路は、高低差のある黒目川を越える必要が生じます。



●小中一貫校化の可能性

第四小学校及び池田小学校は長寿命化改修工事により、校舎をそのまま活用することとしているため、小中一貫校とする場合は、施設分離型が現実的であると考えます。

【再編・統合の方向性】



【スケジュール案】

年度 学校名	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043
	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25
片山小学校	長寿命化し存続																		
第四小学校	長寿命化し存続																統合		
池田小学校	長寿命化し存続												小規模化解消のための検討		統合				
栄小学校	第四小学校、池田小学校に統合														統合				
第三中学校	長寿命化し存続																		

【懸案事項】

- 新塚地区の児童の6割が栄小学校に隣接している国家公務員宿舎に在住していることから、第四小学校、池田小学校に分散されることによる通学条件の変化や、浸水想定区域内に位置する第四小学校に通うこととなることについて丁寧に説明し、住民の理解を十分に得る必要があります。

IV. 第四中学校区

【検討内容】

●普通学級数の見通し

学校名	教室 保有数	2025			2026			2027			2028			2029			2030			～	2035			2040			2045			2050			2055		
		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R17	R22	R27	R32	R37																							
新開小学校	21	14	13	13	12	12	12	12	12	12	12	12																							
新座小学校	23	12	12	12	12	11	11	11	10	10	10	10																							
第四中学校	24	13	13	14	13	13	12	12	12	12	10	10																							

令和11年度から新座小学校、令和32年度から第四中が小規模化する見通し

●適正規模を維持するための方策

既存の校舎を活用し、小学校2校を1校にできるかを検討したところ、令和22年以降に新座小学校の校舎を活用して統合することが可能であることがわかりました。第四中学校の小規模化については、学区の見直しにより適正規模を維持することが望ましいと考えます。

●学校の位置と通学条件の変化等

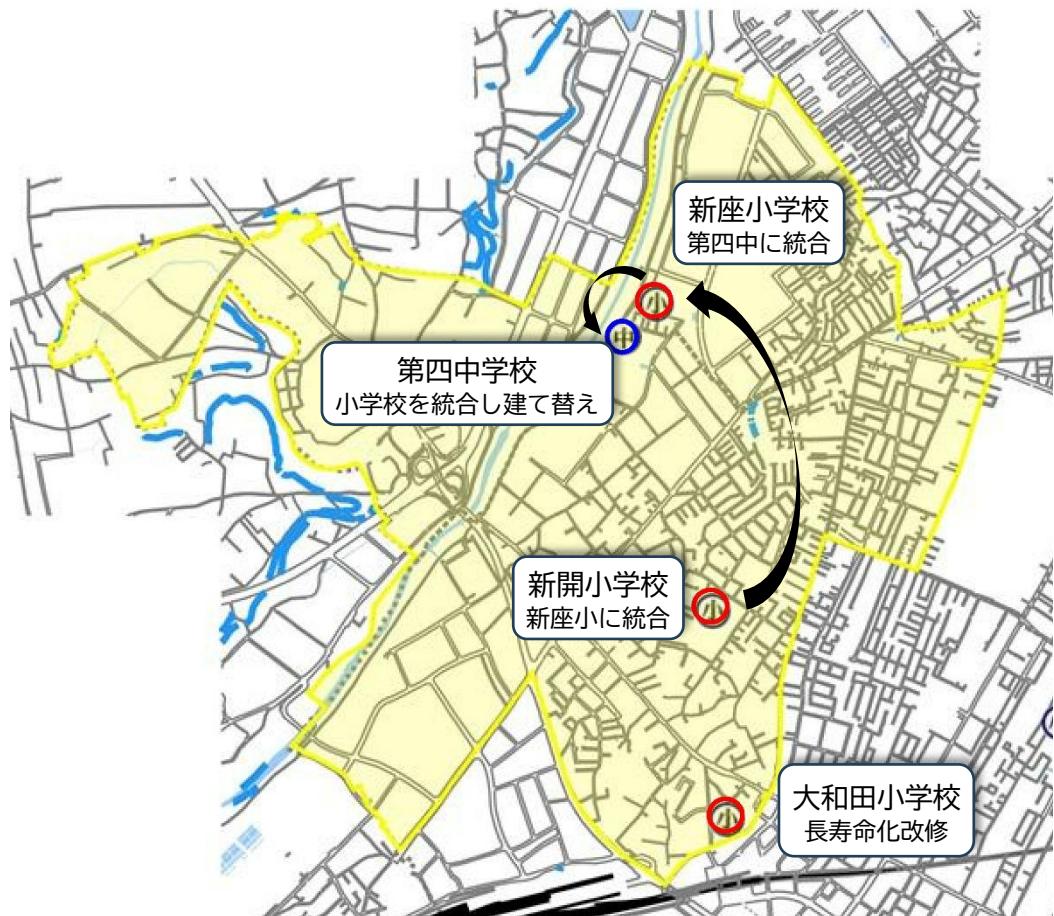
小学校2校を統合した場合、通学距離は2km程度に収まります。ただし、大和田1丁目、5丁目から新座小学校までの通学路は、高低差があります。



●小中一貫校化の可能性

小学校2校を統合することで、第四中学校区に小学校1校、中学校1校となりますので、義務教育学校とすることが可能です。ただし、第四中学校の既存の校舎のままで義務教育学校にすると、教室数に不足が生じることから、義務教育学校とする場合は、第四中学校の校舎を長寿命化改修ではなく建て替える必要があります。

【再編・統合の方向性】



【スケジュール案】

年度 学校名	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2033 R15	2034 R16	2035 R17	2036 R18	2037 R19	2038 R20	2039 R21	2040 R22	2041 R23	2042 R24	2043 R25	2044 R26	2045 R27	2046 R28	2047 R29	2048 R30
新開小学校	新座小学校に統合後、第四中学校に統合																		代替校舎使用					
新座小学校	新開小学校を統合後、第四中学校に統合																	統合						
第四中学校	小学校と一体化し建て替え																施設一体型の検討		解体	建て替え	統合			

【懸案事項】

- ・第四中学校は柳瀬川の浸水想定区域にあることから、建て替え地としてふさわしいかどうかの判断が必要となります。
 - ・第四中学校の建て替え中に新開小学校を中学校の代替校として使用することができれば、現在の校舎と同じ位置に建て替えることが可能となり、校庭、体育館などの建て替えを同時に行う必要がなくなります。
 - ・第四中学校区には、大和田小学校区、東北小学校区の一部が属しており、義務教育学校化する場合、学区の見直しが必要となります。

V. 第五中学校区

【検討内容】

●普通学級数の見通し

学校名	教室 保有数	2025 2026 2027 2028 2029 2030						~ 2035		~ 2040		~ 2045		~ 2050		~ 2055	
		R7	R8	R9	R10	R11	R12	~ R17	~ R22	~ R27	~ R32	~ R37					
八石小学校	22	12	12	12	12	11	11	11	11	11	11	11					
野寺小学校	27	22	21	20	19	18	18	18	17	16	16	15					
栗原小学校	15	13	12	11	9	8	8	8	7	7	7	7					
第五中学校	28	19	20	20	21	21	20	20	19	17	17	14					

栗原小学校が令和9年度から八石小学校が令和11年度から小規模化する見通し

●適正規模を維持するための方策

既存の校舎を活用し小学校3校を2校にすることができるか検討したところ、栗原小学校か八石小学校を他の小学校に統合することが可能であることがわかりました。

●学校の位置と通学条件の変化等

八石小学校の児童を他の小学校に分散する場合、ほか3校※へおおよそ均等に分散され、通学距離は1km程度に収まります。

また、栗原小学校、片山小学校までの通学路はほぼ平坦ですが、野寺小学校までの通学路は、中沢川周辺の高低差を超える必要があります。

栗原小学校の児童を他の小学校に分散する場合、八石小学校、野寺小学校へ分散させ、野寺小学校、八石小学校の児童を一部片山小学校に分散させることとなります。その際も、通学路に高低差が生じます。



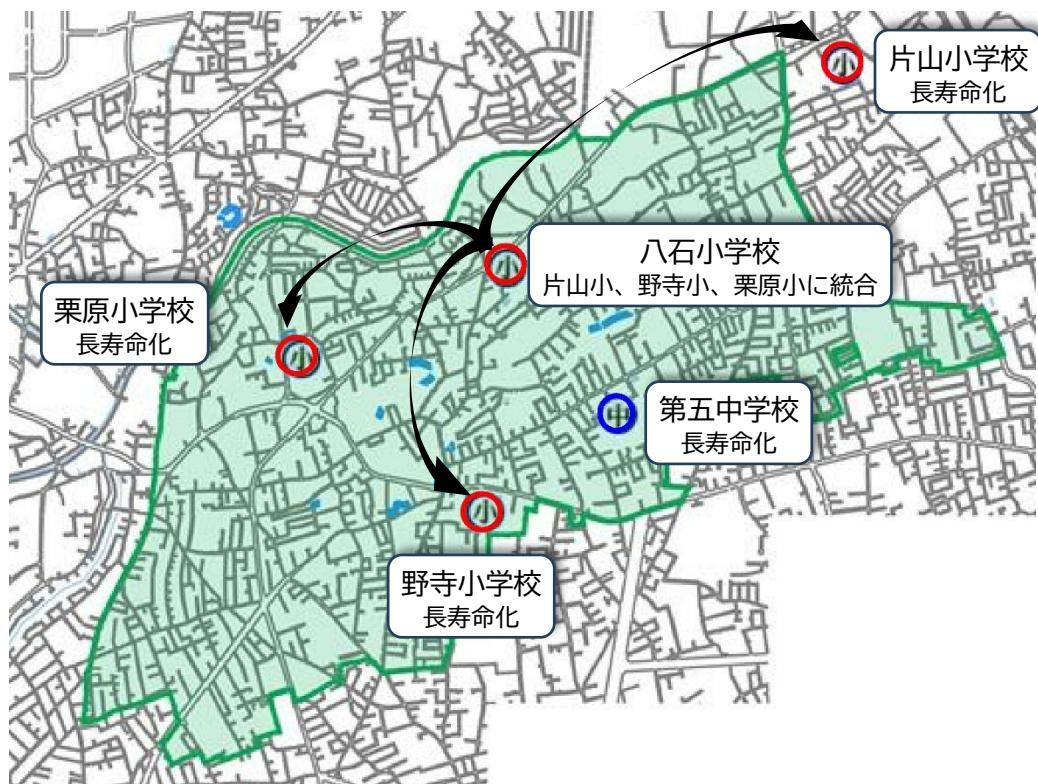
※片山小学校は、第三中学校区と第五中学校区にまたがっているため

栗原小学校、野寺小学校、片山小学校を指します。

●小中一貫校化の可能性

近接する野寺小学校と第五中学校との校舎の一体化が考えられますが、野寺小学校の規模が大きいこと、また、第五中学校の敷地の形状等から施設分離型で小中一貫校化することが現実的であると考えます。

【再編・統合の方向性】



【スケジュール案】

学校名 \ 年度	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043	2044	2045	2046	2047	2048	
	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27	R28	R29	R30	
片山小学校	長寿命化し存続																								
八石小学校	片山小学校、野寺小学校、栗原小学校に統合																								
野寺小学校	長寿命化し存続																								
栗原小学校	長寿命化し存続																								
第五中学校	長寿命化し存続																								

【懸案事項】

- 栗原小学校の既存の施設が小規模であるため、適正規模の下限でしか普通教室数を確保することができません。
- 統合する場合は、高低差等に配慮した学区を編成する必要があります。
- 片山小学校校区は、第三中学校区、第五中学区にまたがっていることから小中一貫校化するにあたりどのように連携していくか検討する必要があります。

VI. 第六中学校区

【検討内容】

●普通学級数の見通し

学校名	教室 保有数	2025		2026		2027		2028		2029		2030		～ R17	～ R22	～ R27	～ R32	～ R37
		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18					
西堀小学校	20	13	14	15	16	17	17	15	13	12	12	12	12					
新堀小学校	19	17	16	16	15	14	14	14	13	12	12	12	12					
石神小学校	22	17	16	15	14	12	10	10	10	10	10	10	10					
第六中学校	31	17	19	19	20	20	20	19	19	17	17	17	15					

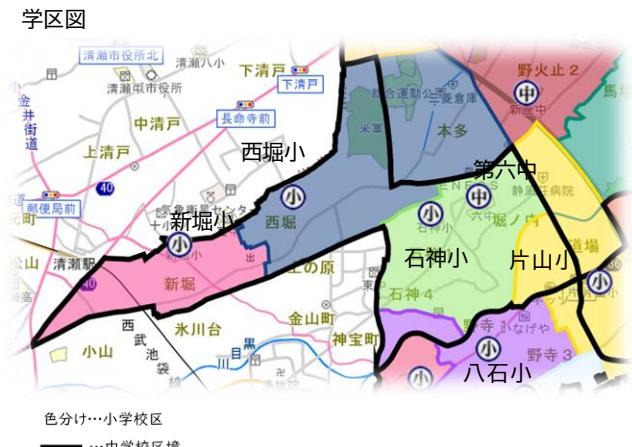
石神小学校が令和12年度から小規模化の見通し

●適正規模を維持するための方策

既存の校舎を活用し小学校3校を2校にすることができるかを検討したところ、西堀小学校を他の小学校へ統合することが可能であることがわかりました。

●学校の位置と通学条件の変化等

西堀小学校の児童を新堀小学校、石神小学校に分散させた場合、通学距離はいずれも2km程度に収まります。

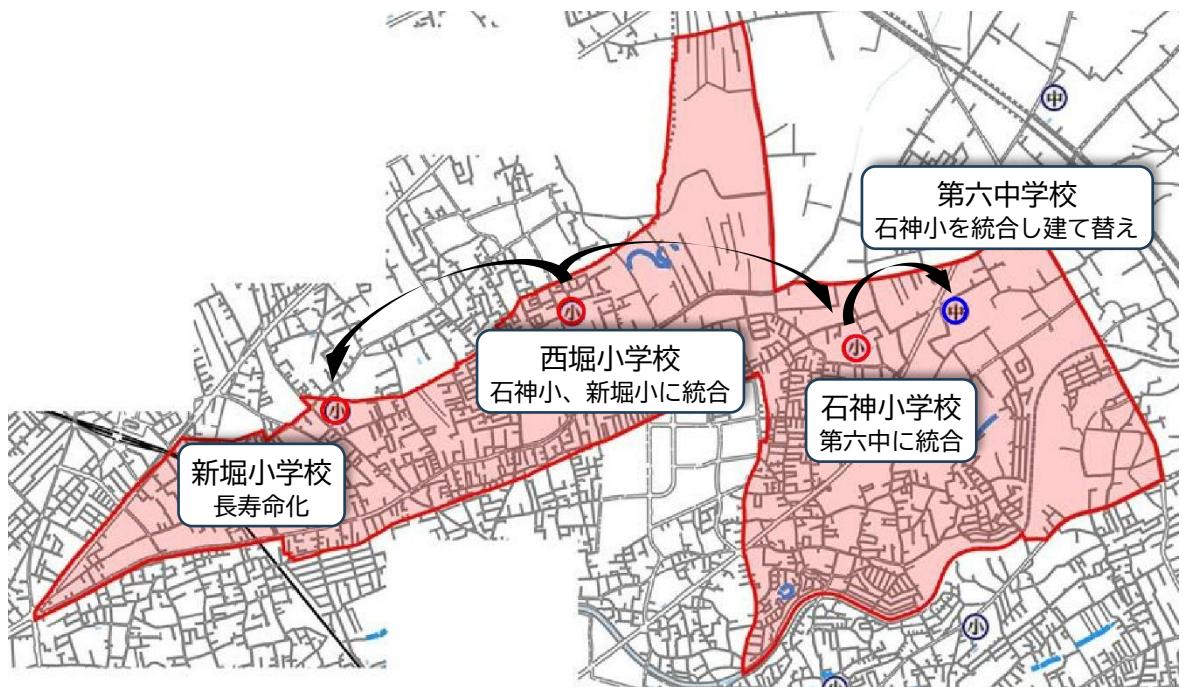


●小中一貫校化の可能性

近接している石神小学校と第六中学校の施設一体型の小中一貫校化が考えられます。ただし、第六中学校の既存の校舎のままでは、教室数に不足が生じることから、第六中学校の校舎を長寿命化改修ではなく建て替える必要があります。

また、その上で第六中学校区にある新堀小学校と施設分離型による小中一貫校化が現実的であると考えます。

【再編・統合の方向性】



【スケジュール案】

学校名	年度	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	~	2044	2045	2046	2047	2048	2049	2050	2051
		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21		R26	R27	R28	R29	R30	R31	R32	R33
西堀小学校																									
	新堀小学校	新堀小学校、石神小学校に統合後、第六中学校に統合																							
	新堀小学校	長寿命化し存続																							
	石神小学校	西堀小学校を統合後、第六中学校に統合																							
	第六中学校	石神小学校と一体化し建て替え																							

↓

代替校舎使用
統合
統合
統合
解体

長寿命化
小規模化解消のための検討
統合
統合
建て替え
統合

【懸案事項】

- ・統合が必要となった時点での住宅の分布の状況に応じて学区の編成を考える必要があります。
- ・他の学校と統合する時期には、西堀小学校の校舎が築79年を超えることが想定されるため、統合前に相応の改修を行う必要があります。
- ・小中一貫校化する場合、石神小学校は第六中学校との施設一体型、新堀小学校は施設分離型とすることから、中学校との連携に差が生じないようにする必要があります。

7 参考資料

新座市立小・中学校適正配置等検討会議設置要綱	21
本会議の開催・検討経緯	23
市内小中学校位置図	24
中学校区ごとの通学距離	25
校舎工事計画	28
学校施設と児童・生徒数	30

新座市立小・中学校適正配置等検討会議設置要綱

(令和7年4月25日策定)

(設置)

第1条 新座市立小・中学校のより良い教育環境の実現に向けて、適正規模や適正配置について検討を行うため、新座市立小・中学校適正配置等検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会議は、前項の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討・協議しその結論を教育長に報告する。

- (1) 市立小・中学校の適正規模・適正配置に関すること。
- (2) 前号の基本的な考え方となる教育方針に関すること。

(組織)

第3条 検討会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 教育総務部長
- (2) 学校教育部長
- (3) 教育総務部副部長
- (4) 学校教育部副部長
- (5) 教育総務部教育総務課長
- (6) 教育総務部教育総務課施設整備室長
- (7) 学校教育部学務課長
- (8) 学校教育部教育支援課長
- (9) 学校教育部教育相談センター室長

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条1項に規定する所掌事項が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討会議の委員長は、教育総務部長を充てる。

2 検討会議の副委員長は、学校教育部長を充て、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、特に必要と認めるときは、委員以外の職員に対し会議への出席を求めることがある。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、教育総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁のあった日から実施する。

令和7年度4月 小・中学校適正配置等検討会議委員名簿

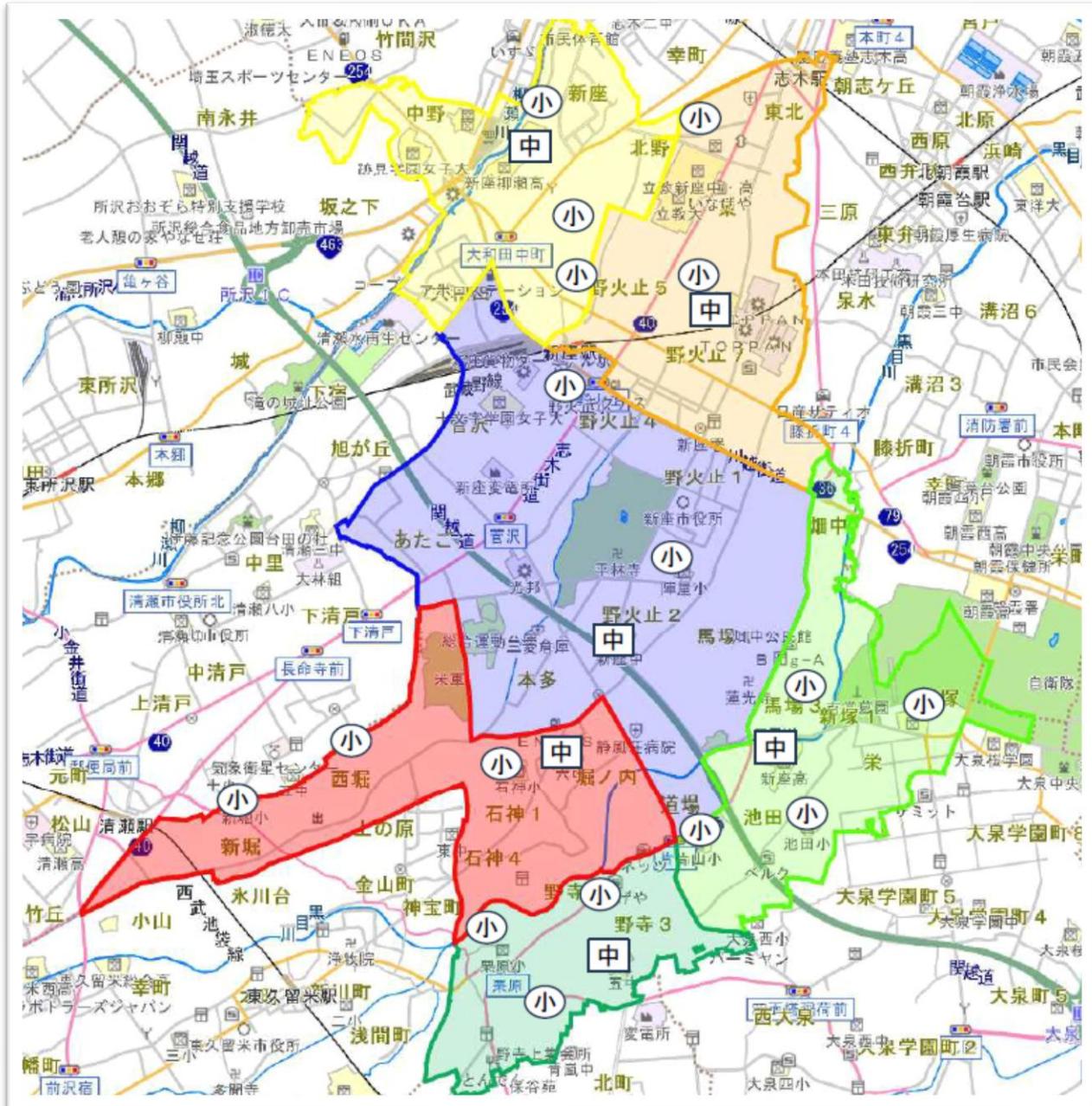
役 職		氏名
委員長	教育総務部長	齋藤 寿美子
副委員長	学校教育部長	近藤 章宏
委員	教育総務部副部長	井口 幸彦
	学校教育部副部長兼教育支援課長	山崎 孝雄
	教育総務部教育総務課長	森山 栄一郎
	学校教育部学務課長	大内 敦史
	学校教育部教育相談センター室長	坂根 英子
	教育総務部教育総務課施設整備室長	高橋 誠司
事務局	教育総務課	

本会議の開催・検討経緯

- 第 1回 開催日：令和7年5月 2日
議 題：会議の位置付け、スケジュール、進め方、現状課題の共有、
検討にあたり必要なデータについて
- 第 2回 開催日：令和7年5月13日
議 題：学校ごとの学級数推計の方法、義務教育学校と小中一貫校の
違いと一貫教育について
- 第 3回 開催日：令和7年5月19日
議 題：検討に当たっての観点、条件の抽出、推計データの状況
小規模化解消に係る検討開始時期の想定について
- 第 4回 開催日：令和7年6月 3日
議 題：統合検討の基準、小中一貫教育の進め方について
- 第 5回 開催日：令和7年6月16日
議 題：将来推計の採用と学級数の見込み、通学条件の設定について
- 第 6回 開催日：令和7年6月20日
議 題：教育委員会定例会への報告内容、通学距離について
- 第 7回 開催日：令和7年7月 2日
議 題：中学校区ごとの検討(新座中学区、第二中学区、第四中学区)
- 第 8回 開催日：令和7年7月17日
議 題：中学校区ごとの検討(第三中学区、第五中学区、第六中学区)
- 第 9回 開催日：令和7年7月24日
議 題：小学校区の想定、最終報告書のまとめ方について
- 第10回 開催日：令和7年8月 5日
議 題：報告書まとめ（案）の意見抽出、小中集約化の効果について
- 第11回 開催日：令和7年8月19日
議 題：報告書（案）の意見抽出
- 令和7年9月26日、教育長へ検討結果報告

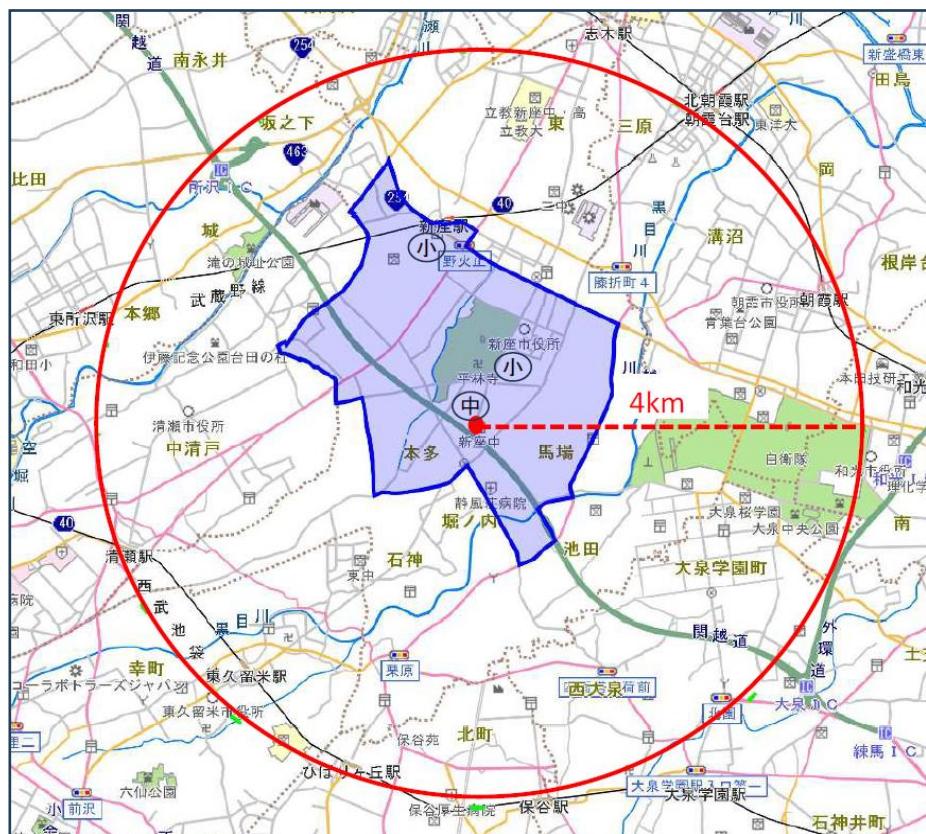
市内小中学校位置図

小学校 17校 中学校 6

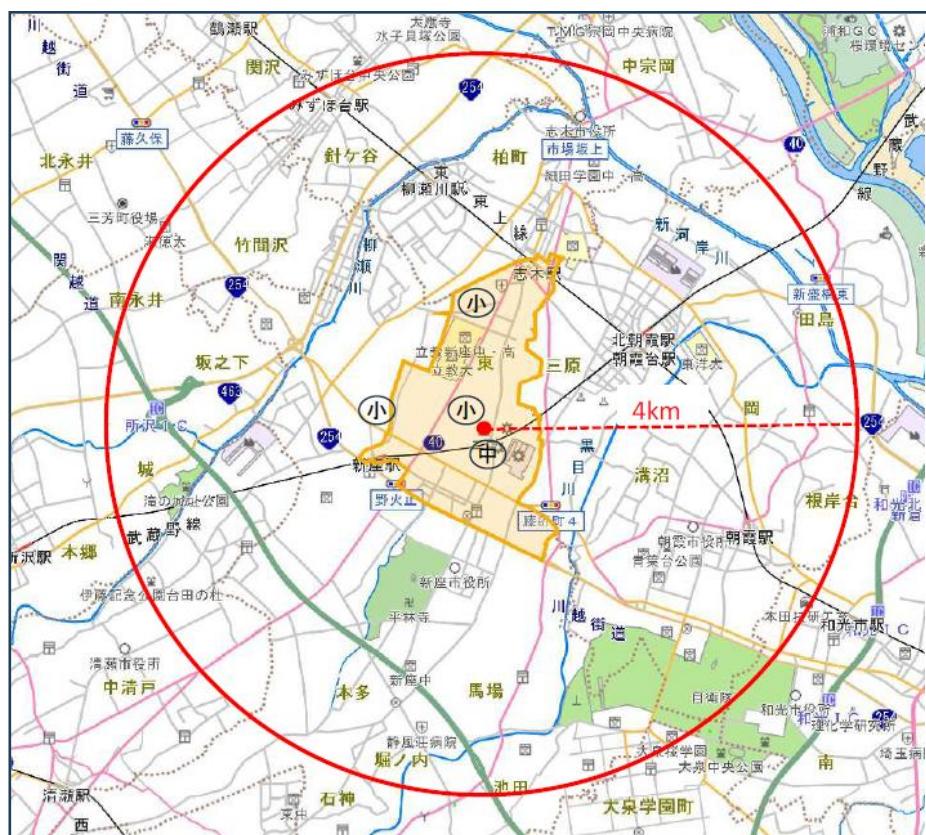


中学校区ごとの通学距離

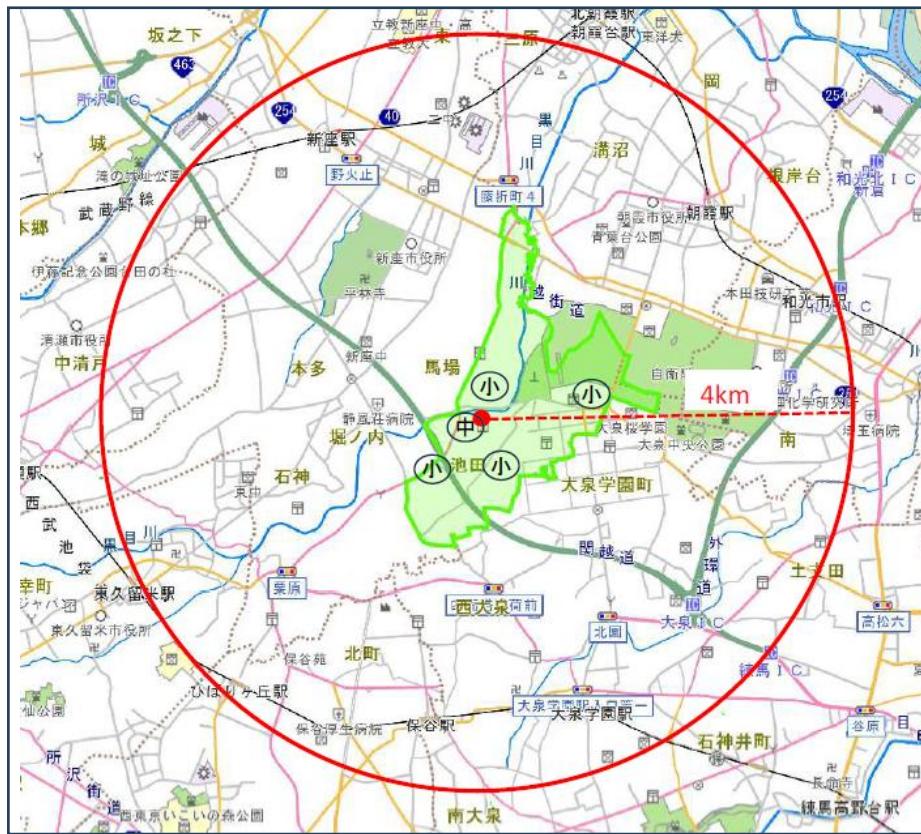
新座中学校区



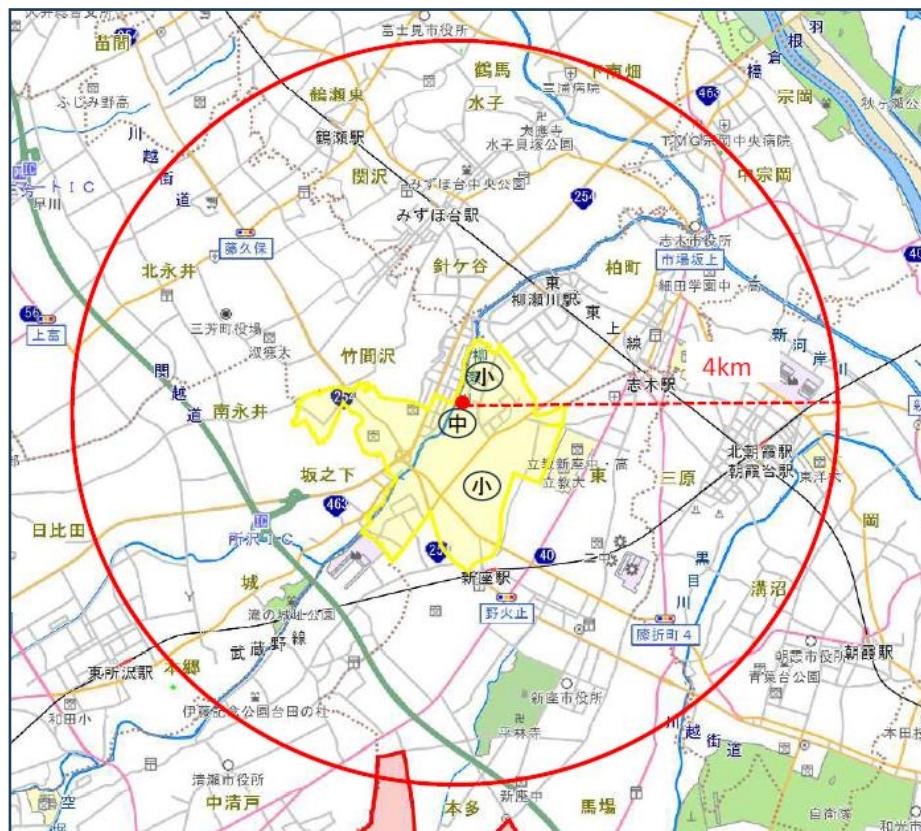
第二中学校区



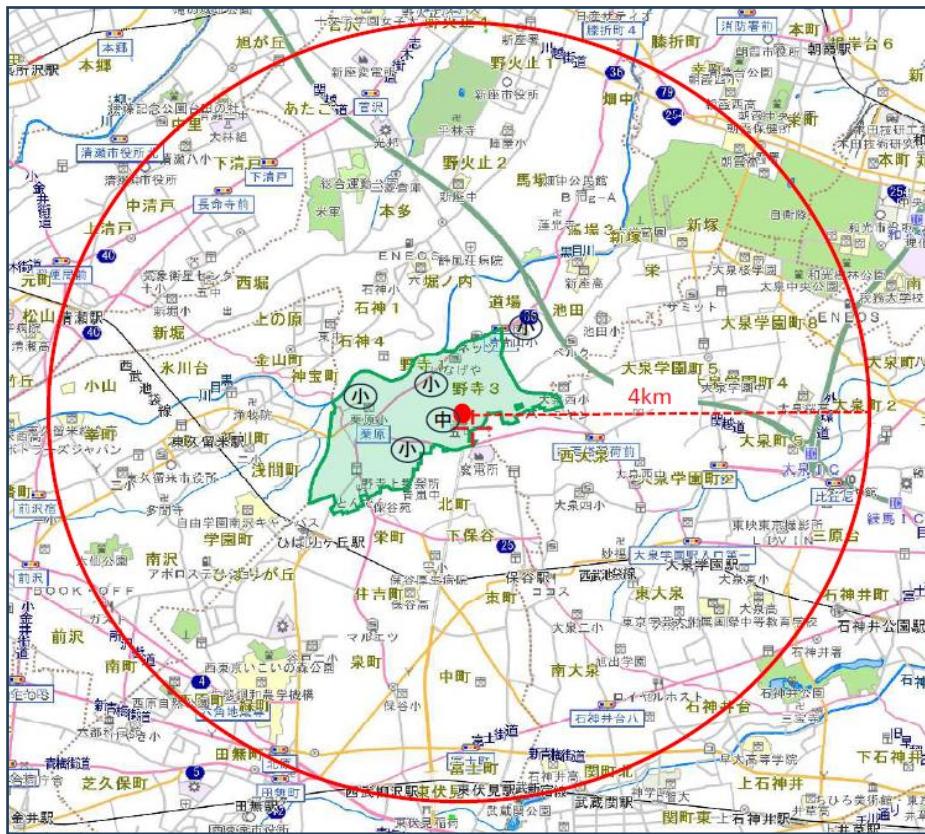
第三中学校区



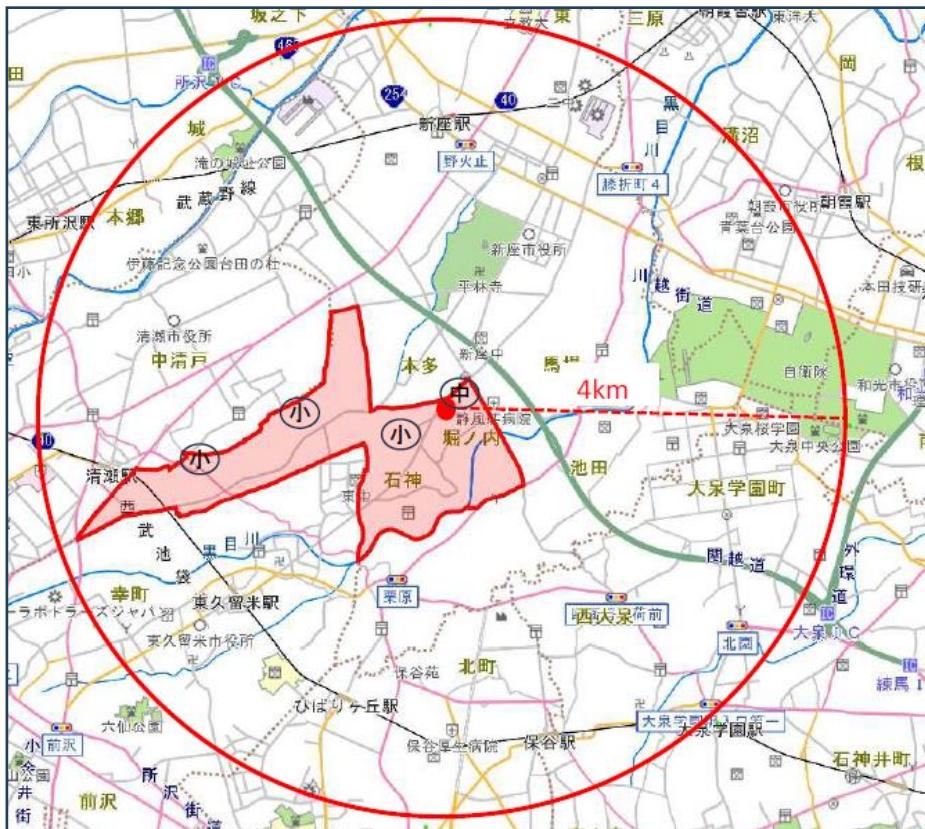
第四中学校区



第五中学校区



第六中学校区



校舎工事計画 (検討後計画)

年 度	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043	2044	2045	2046	2047	2048	2049	2050	
	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27	R28	R29	R30	R31	R32	
新座中学校																										
野火止小学校																										
陣屋小学校																										
第二中学校	長寿命化工事完了(R7年度)																									
大和田小学校																										
東北小学校																										
東野小学校																										
第三中学校																										
片山小学校																										
第四小学校																										
池田小学校																										
栄小学校																										
第四中学校																										
新開小学校																										
新座小学校																										
第五中学校																										
八石小学校																										
野寺小学校																										
栗原小学校																										
第六中学校																										
西堀小学校																										
新堀小学校																										
石神小学校																										

校舎工事計画（検討前計画）

年 度	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043	2044	2045	2046	2047	2048	2049	2050						
	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27	R28	R29	R30	R31	R32						
新座中学校																															
野火止小学校			校舎長寿	給長寿																											
陣屋小学校																			校舎長寿	給長寿											
第二中学校	長寿命化工事完了(R7年度)																														
大和田小学校	改修																			校舎長寿	給長寿										
東北小学校		校舎長寿	給長寿																												
東野小学校		給長寿														校舎長寿															
第三中学校			給長寿	校舎長寿																											
片山小学校									校舎長寿	給長寿																					
第四小学校	校舎長寿	給長寿																													
池田小学校	校舎長寿																														
栄小学校									校舎長寿	給長寿																					
第四中学校																			校舎長寿	給長寿											
新開小学校									校舎長寿	給長寿																					
新座小学校			校舎長寿																												
第五中学校					校舎長寿				給長寿																						
八石小学校											校舎改築	解体工																			
野寺小学校										校舎長寿																					
栗原小学校										校舎長寿	給長寿																				
第六中学校																				校舎長寿	給長寿										
西堀小学校			校舎長寿	給長寿																											
新堀小学校																校舎長寿															
石神小学校																		校舎長寿	給長寿												

学校施設と児童・生徒数

令和7年5月1日現在

学校名	竣工年	校 地(m ²)			児童／生徒数	児童・生徒一人当たりの校地面積	学級数		屋内運動場(m ²)	武道場(m ²)
		建物敷地	運動場	計			学級数	内特別支援学級		
大和田小学校	2002年	7,783	3,700	11,483	746	14.72	27	2	996	-
西堀小学校	1969年	6,440	9,000	15,440	346	45.01	14	2	787	-
片山小学校	1970年	4,307	7,976	12,283	473	25.07	20	4	795	-
第四小学校	1969年	8,118	5,777	13,895	568	24.38	21	3	781	-
八石小学校	1969年	4,873	5,827	10,700	298	36.64	14	2	799	-
東北小学校	1969年	5,892	5,876	11,768	818	14.73	28	2	717	-
野火止小学校	1972年	6,112	9,027	15,139	557	26.33	21	3	840	-
野寺小学校	1972年	5,039	7,315	12,354	710	16.92	26	3	833	-
池田小学校	1973年	5,971	6,049	12,020	430	26.02	18	3	831	-
新堀小学校	1975年	7,626	4,093	11,719	450	25.87	18	2	833	-
東野小学校	1975年	5,850	6,804	12,654	764	17.12	28	4	840	-
栄小学校	1976年	8,399	9,962	18,361	306	56.50	14	2	831	-
石神小学校	1976年	7,150	6,879	14,029	545	23.98	21	3	840	-
新開小学校	1977年	8,315	6,039	14,354	399	33.46	17	3	833	-
栗原小学校	1978年	5,544	5,976	11,520	363	29.46	15	2	850	-
陣屋小学校	1979年	9,186	5,473	14,659	402	36.56	15	2	1,016	-
新座小学校	1970年	9,028	8,234	17,262	284	59.52	15	3	833	-
合 計	-	115,633	114,007	229,640	8,459	26.54	332	45	14,255	-
新座中学校	1966年	6,915	18,645	25,560	500	49.63	16	2	1,516	462
第二中学校	1971年	11,325	14,549	25,874	980	26.38	30	4	1,121	570
第三中学校	1973年	8,790	9,339	18,129	765	23.39	24	3	1,253	468
第四中学校	1977年	11,589	16,642	28,231	477	57.26	16	3	1,280	346
第五中学校	1977年	9,218	14,794	24,012	771	32.58	24	4	1,044	381
第六中学校	1980年	12,500	15,800	28,300	698	41.93	21	3	1,328	361
合 計	-	60,337	89,769	150,106	4,191	35.94	131	19	7,542	2,588

